

平成 25 年 1 月 21 日

八王子市議会議長

水 野 淳 様

議会基本条例素案準備会

座長 伊 藤 裕 司

八王子市議会基本条例素案について(答申)

平成 23 年 10 月に貴職から諮問を受けました八王子市議会基本条例素案について、慎重に検討を重ねた結果、下記のとおり作成しましたので答申します。

記

1. 答申に当たって

議会基本条例については、本市議会ではこれまで、議長の諮問機関である議会基本条例等検討会が、議会基本条例を中心とした議会改革に関する共通認識を作り、平成 23 年 3 月に報告書を答申するなどの取り組みを行ってきました。

その後平成 23 年 5 月に選挙を経て新たな議員構成となり、水野新議長の下、議会基本条例の制定に向け、平成 23 年 10 月に議長の諮問機関として「議会基本条例素案準備会」が設置されました。構成メンバーは議会運営委員会の選出基準に準じて選出されました。なお、委員が欠席した場合は会派からの代理出席を認めることとし、意見を十分反映できる機会を保障することに努めました。

議会基本条例素案準備会は、議会基本条例の素案を作成するための会であり、条文の形で答申することをめざして自由な意見交換を行い、その中で先行他市の議会基本条例の内容を参考に、市民に分かりやすい言葉で簡潔に記述するという方針で検討を行ってきました。

しかし、委員や会派の考えは様々であり、必ずしも一致するものばかりではありませんでした。検討項目について、それぞれが意見を出しあい、討議を行う中で、素案をまとめるためにできる限りの調整を行いました。

そのため、本日答申する素案は、本市議会における議会基本条例制定のためのメルクマール（中間報告）として示すものと考えております。今後、素案前文において示した「市民に開かれた透明性の高い議会運営」を実現させるためにも、市民との意見交換などを経てはじめて、条例案として完結するものと考えます。

本市議会の活性化を図り、市民福祉の向上と市政発展に寄与するため、議長の強いリーダーシップの下、八王子市議会基本条例の速やかな実現を望むものであります。

2. 八王子市議会基本条例素案

別添のとおり

3. 今後の課題

- (1) 議会基本条例素案に対する、市民意見の反映を図る必要がある。
- (2) 条文の内容に即した要綱の作成など、議会内のルール作りが必要になる。
- (3) 関連する各種条例や会議規則等の見直しを行う必要がある。

4. 参考

(1) 議会基本条例素案準備会における検討の経過

	開催日	内 容
1	平成 23 年 10 月 14 日	諮問、正副座長決定、今後の進め方について
2	平成 23 年 10 月 25 日	「議会基本条例等検討会報告書」に基づく共通認識について
3	平成 23 年 11 月 22 日	議会運営委員会視察報告「議会基本条例について（名古屋市・三重県・鳥羽市）」
4	平成 23 年 12 月 20 日	全議員を対象とした研修会を開催 テーマ：「議会基本条例をめぐって」 講 師：中央大学経済学部教授 佐々木信夫氏
5	平成 24 年 2 月 9 日	研修会についての意見交換 条例作成の目的について 4 グループを作る
6	平成 24 年 3 月 22 日	条例作成の目的について(前文)を、グループごとに報告
7	平成 24 年 4 月 19 日	鳥羽市議会基本条例の研究
8	平成 24 年 5 月 22 日	立川市議会「議会報告会」の研究 条例本則についての意見交換（議会の活動原則、議員の活動原則、市民と議会との関係）
9	平成 24 年 6 月 21 日	前回会議の対立項目の、各会派の意見まとめ 条例本則についての意見交換（市長との関係、討論の拡大）
10	平成 24 年 7 月 25 日	条例本則についての意見交換（委員会活動、議会事務局の体制整備等）
11	平成 24 年 8 月 27 日	これまでの意見交換で議論となった 8 項目についての検討 （請願、陳情、通年議会、会派、議員間討議、議会報告会、委員会報告、議会事務局の役割）
12	平成 24 年 9 月 26 日	前回と同じ 8 項目についての検討 条例本則についての意見交換（議員の身分待遇、最高規範性と見直し手続）
13	平成 24 年 10 月 18 日	素案に盛り込むべき項目についての確認
14	平成 24 年 11 月 16 日	「八王子市議会基本条例素案」正副座長案の提示と検討
15	平成 24 年 12 月 19 日	「八王子市議会基本条例素案」正副座長修正案の提示と検討
16	平成 25 年 1 月 21 日	「八王子市議会基本条例素案」最終案の確定 議長へ答申

(2) 議会基本条例素案準備会委員名簿 (14名)

	氏名	会派名
◎座長	伊藤裕司	自民党新政会
○副座長	荻田米蔵	八王子市議会公明党
	安藤修三	市民・民主クラブ
	浜中賢司	自民党新政会
	鈴木玲央	自民党新政会
	村松徹	八王子市議会公明党
	星野直美	市民・民主クラブ
	鈴木勇次	日本共産党八王子市議会議員団
	島内幸恵	レボリューション八王子
	小林裕恵	諸派
	陣内泰子	諸派
	伊藤祥広	自民党新政会
	中島正寿	八王子市議会公明党
	山越拓児	日本共産党八王子市議会議員団

八王子市議会基本条例素案

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市民との関係（第4条・第5条）

第3章 市長等との関係（第6条－第9条）

第4章 議会の運営及び体制（第10条－第15条）

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第16条－第18条）

第6章 最高規範性及び見直し手続（第19条－第21条）

附則

八王子市は、市域の三方を高尾山・陣馬山をはじめとする山々や丘陵に囲まれ、多くの河川が市内を流れるなど、豊かな自然に恵まれた土地を有している。大正6年の市制施行以来、数回の市町村合併を経て、市域は約186 km²となり、丘陵地、市街地、ニュータウンなど様々な生活圏に基づいた多様な民意が存在している。

地方分権時代を迎え、八王子市議会はこれまでも様々な議会改革に取り組んできたが、本市の特性である多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことが求められている。

また、二元代表制における議会の役割は、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策の立案や提言を行うことで、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で、住民に身近な基礎自治体によって、地域のことは地域において責任を持って決定する地域主権型社会を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

このような役割を果たすため、八王子市議会及び議員の活動原則、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、議会における最高規範として、ここに八王子市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、合議制の機関としての役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (3) 積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するように努めること。
- (2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策形成能力の向上のため調査研究活動を行うこと。
- (3) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、積極的な発言を行うこと。
- (4) 一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第2章 市民との関係

(市民参加及び意見の把握)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて次に掲げる手法を用いるものとする。

- (1) 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。
- (2) 市民による政策提案として、請願等を審査すること。
- (3) パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

(情報公開及び説明責任)

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営を目指し、議会活動に関する情報公開を徹底するとと

もに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）を原則公開すること。
- (2) 議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実に努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

第3章 市長等との関係

（議決事件の拡大）

第6条 議会の議決事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができる。

（政策等の形成過程の説明要求）

第7条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。

2 市長等は、前項の説明の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

（質疑及び質問の方式）

第8条 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答方式をはじめとした多様な形式をとることができる。

（定例会の会期及び回数）

第9条 議会は、会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最小限になるよう努め、弾力的運用を図るものとする。

2 定例会の回数は、八王子市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年八王子市条例第26号)に定めるところによる。

第4章 議会の運営及び体制

（議会の運営）

第10条 議会は、本会議における意思決定に当たっては、議事機関として公平で自由な議論を尽くせるよう、適切な運営に努めなければならない。

（委員会の適切な運営）

第11条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる。
- 3 委員会は、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(会派)

- 第12条 議員は、基本的政策・理念が一致する議員をもって構成し、活動する団体（以下「会派」という。）を結成することができる。
- 2 会派は、政策立案等に資するための調査研究に努めるものとする。
 - 3 議長は、必要があると認めるときは、円滑な議会運営のための協議・調整の場として会派の代表者からなる会議（「会派代表者会」という。）を開催することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、会派に関し必要な事項は議長が別に定める。

(※政務調査費) ※保留 : 政務活動費とする条例をH25年1回定に上程予定。その後調整を行う。

- 第13条 政務調査費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。
- 2 政務調査費については、八王子市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年八王子市条例第15号）に定めるところによる。

(議会事務局の体制整備)

- 第14条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

- 第15条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

- 第16条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚して行動しなければならない。
- 2 議員は、八王子市政治倫理条例（平成21年八王子市条例第3号）に定める事項を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

- 第17条 議員の定数は、八王子市議会議員定数条例（昭和37年八王子市条例第24号）に定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取したうえで決定するものとする。

(議員報酬)

第 18 条 議員の報酬は、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年八王子市条例第 28 号）に定めるところによる。

2 議員が提案する場合の議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、市民の意見を聴取したうえで決定するものとする。

第 6 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 19 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に關係する他の条例、規則、告示等（以下「議会關係条例等」という。）を制定し、又は改廃する場合は、この条例に反してはならない。

(見直し手続)

第 20 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、必要に応じて検証を行うものとする。

2 前項の検証の結果、議会關係条例等の見直しが必要と認められる場合は、議長は適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。